

第14回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年11月20日(金)午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(委員)

石崎功二委員，沖元祐治委員，小野崎弘樹委員，加納正佳委員，河合良房委員，熊谷豊一委員，田邊三保子委員，辻浩一郎委員，中村直文委員(委員長)，山田美智枝委員，吉橋由香委員(五十音順)

(事務担当者)

寺嶋宏二刑事首席書記官，川口真吾事務局長，寺尾英明事務局次長，榎原明総務課長，三好浩一会計課長，杉山由宣総務課課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介(自己紹介)

加納正佳委員，山田美智枝委員，吉橋由香委員

(2) 委員長選任(中村委員の再任にともなうもの)

委員会は，地方裁判所委員会規則第6条第1項に基づき，中村直文委員を委員長に選出した。

(3) 委員長代理の指名

委員長は，地方裁判所委員会規則第6条第3項に基づき，田邊三保子委員を委員長代理に指名し，委員会に報告した。

(4) 委員長あいさつ

(5) 裁判員裁判の運用状況について説明

(6) 「裁判員裁判の運用について」意見交換

別紙記載 1 のとおり

- (7) 庁舎の見学
- (8) 裁判所庁舎新営について説明
- (9) 「裁判所庁舎に望むこと」について意見交換

別紙記載 2 のとおり

- (10) 次回の意見交換の主なテーマについて
「法教育と裁判所の広報活動の在り方について」
- (11) 次回期日

平成 22 年 6 月 4 日 (金) 午後 1 時 30 分

別紙

1 「裁判員裁判の運用について」

(A委員) 裁判員裁判の導入により、被告人に不利益が生じてはいけないと思うが、そのような観点からの検証はされているのか。

裁判員が感情を移入した発言をしたり、本来なら併合の利益があるところ、併合されずに審理される等の報道があった。これらによると裁判員裁判は被告人にとっては今までより不利益になるおそれがあるのではないかとも思われる。法曹関係者は、裁判員裁判は、被告人側に不利益になると感じていないのか。

(B委員) 間違いのない事実を認定し、ふさわしい刑罰を科するという裁判の基本的な理念は、裁判員裁判になっても揺らぐことはないし、必ず守らなければならないものである。誤った事実が認定されるということは必ず防いでいかなければいけないし、そのための制度は、制度設計の中に含まれている。

(C委員) 従来と比べて刑事裁判は分かりやすくなったか。

(D委員) 分かりやすくなったと思う。なお、裁判員は、自分が主役になってやるとの自覚や課せられた責任、使命感をもって裁判に臨んでおり、これが現在の良い結果を生んでいる理由だと思うし、それは事前の制度周知のたまものだと思う。

ただ、守秘義務等については、これを負担に思う人がいるのではないかという気がする。

(E委員) 弁護士も、専門用語を使わないようにしようと、勉強会を行い、裁判を分かりやすくしようと努力している。しかし、アンケート結果によると弁護士のプレゼンテーションが不十分であるという意見が多く、弁護

士にとって今後の課題である。

裁判員裁判は、被告人に不利になるのではないかという意見もあり、色々な課題があると思っている。裁判員制度に反対している弁護士も結構多い。例えば裁判の期間が限られているため被告人や弁護人は十分な裁判対策が採れないことがあるという意味では不利益なのではないかと思う。裁判員の負担軽減の方が重視されているというのが、弁護士の見方であるし、マスコミ等でもそういう見方をされていると思う。

(F 委員) 一般の人が守秘義務を守れるかどうかについて、被害者はどのように受け止めているのだろうか。

(C 委員) 裁判員裁判の実態は、マスコミを通して伝わることが多いが、報道を見てどのように思うか。

(G 委員) 報道機関としては、裁判員制度を国民に広く知っていただきたいという趣旨で報道をしている。記者会見もできるだけ協力していただくことによって、裁判員制度についてより広く理解していただけたらと思っているし、きちんと報道することによって、国民の理解が深まるとしている。

(C 委員) 裁判員裁判開始の前後で裁判員制度に対する意見は変化したか。

(D 委員) 私は裁判員裁判開始の前から、市民が裁判に参加することは良いことだと思っており、開始前後でその考えに変化はない。裁判員裁判が実際に始まってみても、以前の自分の判断に誤りはなかったと思っている。

(H 委員) 裁判員裁判に参加して、市民が裁判に積極的に関わっていくということは良いことだと思っていたし、私自身もそのような機会があればいいと思っていた。しかし、第 1 回目だったからかもしれないが、マスコミの取り上げ方が非常に激しく感じられた。本来、裁判員が参加することによって、裁判にどう市民感覚が加味されたのか、どのように変わったのかが大切であるはずなのに、見ている人の興味もそこにあるからだろ

うとは思いますが、報道では、裁判員の様子はどうだったのかという部分ばかり、ことさらニュースになっていたような気がする。新聞を見ても休廷中はどのようなことをしていたかというような記事など興味本位なものであった。

今後、危惧しているのは、非常に微妙な判決に関わった際、マスコミからインタビューを受け、うっかり守秘義務に反する内容を話してしまう事態が起きないかということである。自分が裁判員に選ばれたら危険かもしれない、大丈夫かと不安になる。今は裁判員制度が良い形であり、皆で裁判員制度を積極的にやっっていこうという雰囲気作りのために、周りが持ち上げている感じがあるため、そのような危なさを感じる。

(E 委員) マスコミではどれくらいの期間、これまでのような報道の仕方をするのか。裁判員制度は、3年後に見直しがあるが、それまでは色々な報道が必要なのではないかと思うし、枝葉の部分ではなくて、守秘義務との関係もあるが、評議の在り方についても情報が出てきた方が、見直しにも有益だと思う。

(G 委員) 報道の仕方は、社によっても、事件によっても異なると思う。今回は新しい制度の最初ということで、注目されているという状況があった。報道の仕方に良くない部分もあったであろうが、報道機関は、報道を通して裁判員制度の是非を問うており、報道しないということにはならないと思う。報道することが悪いのではなく、報道の仕方をきちんとしていく必要がある。事案が複雑になると、裁判員裁判の課題や問題点等が種々出てくると思われるので、その都度、きちんと報道していくという姿勢は変わらないと思う。

(I 委員) 検察官の側からすると、裁判で充実した立証ができたのか、裁判員からみて十分な評議ができたのか等、報道を通じて得られた意見は非常に

貴重なものであり，参考になった。どんな点に問題があったのか，予想されている問題は浮き彫りになったのかどうかということを知る上で報道は非常に有益な部分もあった。中身の充実した取材と，充実した報道がされていれば，むしろ報道されることは望むべきことだろうと思う。

刑事裁判が分かりやすくなったかどうかについては，ことさら分かりやすさという言葉だけが一人歩きするのは問題だろうと思っている。刑事裁判において適正な刑を科すことができるかどうかという点では，その犯罪に関する出来事が本当にあったのかどうか，何があったのかということが裁判員にとって分かりやすいかどうかということが重要であって，言葉遣いが分かりやすいか否かは，技術的な枝葉の問題であると思う。中身が本当にあるのかどうか重要であり，そのためには，裁判官だけで審理がされていたときよりも，裁判員裁判になって不十分になった点があるとか，あるいは出るべき事実関係が法廷に出ない，そのために必要だった審理ができないというようなことがあってはならないと思う。

裁判員が加わって十分な評議をするために，十分な立証等ができていくのかどうかというようなところをよく見ていきたいと思っている。

2 「裁判所庁舎に望むこと」について

(D委員) 明るく開かれたイメージが得られるようにしていただきたい。ハンディキャップ対策として，エレベーター，トイレ，手話通訳者に対する配慮や駐車場の整備をお願いしたい。また，裁判員への接触がないようなルートの確保，相談室の設置やインフォメーションの充実などをしていただいたらどうか。

(A委員) 一見して裁判所であると表すようなモニュメントが設置されるとよい

と思う。岐阜の裁判所を表すようなものができるといいのではないかな。
また、エコにも配慮された建物になるとよい。

(E 委員) 市民にとって使い勝手が良いようにしてほしい。調停では、申立人と相手方と両方に待合室があるが、裁判では現在そのようになっていないので、待合室を別途用意してほしい。

裁判所のシンボルとして、塀の色を工夫するという案もあろう。金華山もあることから緑色にしたらどうか。

また、調停事件に関しては、現在、受付と待合室、調停室が異なるフロアーに配置されているので、同じフロアーにしてほしい。動きがシンプルで来庁者に余分な負担を掛けない配置が望まれるところであり、更に待合室はエレベーターに近い所がよい。

(H 委員) 現在のこの裁判所の部屋は、天井が高く、高さがまちまちである。電灯の交換などは、ある高さを超えると費用が高くなる。天井が高いとエアコンも効かない。格調や格式も大切であるが、適切な規格であるとエコにも使い勝手の点でも良くなると思う。また、庁内で事故が起きない構造にしていいただきたい。

(D 委員) 法廷等で具合が悪くなった人への対応もできるようにしてもらいたい。

(J 委員) 県警本部は、警備が厳重である。裁判所は争いがあり感情的になっている人も利用するので、セキュリティー管理をきちんとできるようにする必要があると思う。